

「預金保険」や「ペイオフ」の意味をどう存知でしょうか？

昨年9月10日、日本振興銀行が経営破綻し、わが国ではじめての「ペイオフ」が発動されました。

金融機関への預金などは、万が一、その金融機関が破綻した場合、どうなるのでしょうか。

以下、簡単なQ & Aでご説明しましょう。

Q1. 「預金保険制度」って何ですか？

A1. 預金保険制度とは、金融機関が「保険料」を預金保険機構(制度の運営者)に支払い、万が一、金融機関が破綻した場合には、預金保険機構が一定額の保険金を支払うことにより預金者を保護する制度です。

Q2. 私たち預金者はどのように保護されるのですか？

A2. 利息のつかない当座預金などは全額保護されます。それ以外の預金などのうち、保護の対象となつている普通預金や定期預金、定期積金などは、一つの金融機関ごとに預金者一人当たり、合算して元本1000万円までとその利息等が保護されます。

Q3. 預金を扱っていれば、どこに預けても預金保険制度で保護されるのですか？

A3. 日本国内に本店のある、預金取扱金融機関は、すべて、預金保険制度への加入が義務付けられています。外国銀行の在日支店は、預金保険制度に加入していません。また、国内金融機関の海外支店への預金は、預金保険の保護対象とはなりません。このほか、農水産業協同組合などの貯金は、別途、貯金保険制度によって保護されています(預金保険制度の対象ではありません)。

Q4. 「ペイオフ」という言葉がよく聞きますが、意味がわかりません。教えてください。

A4. ペイオフという用語は、以下の2つの意味で用いられることがあります。広い意味では、万が一金融機関が破綻した場合に、保護対象の預金などについて、金融機関ごとに預金者一人当たり、合算した元本1000万円までとその利息などが保護されることを言います。また、狭い意味では、

金融機関が破綻した場合の破綻処理方式の一つとして、保護対象の預金などの額を預金保険機構が保険金として直接預金者に支払うことを指します。

Q5. 「ペイオフ解禁」という言葉も聞きますが。

A5. 平成17年3月までは、「預金全額保護の特例措置」がありました。これが終了し、万が一金融機関が破綻したときには、預金などのうち元本1000万円を超える部分とその利息等が一部カットされることも起こり得るようになった、という意味で、「ペイオフ解禁」という言葉が使われます。

金融広報中央委員会は、預金保険制度も含め、私たちが生活していくうえでとても重要な知識、情報をインターネットホームページや刊行物を通じてお知らせしています。

「預金保険」や「ペイオフ」に関する知識があれば、知るほどホームページから「金融と経済のしくみ」↓「金融商品の保護」と進ん

でいくと、解説サイト(「あなたの預金を守る預金保険制度」、「あなたの資産を守る金融商品の保護」)や動画配信(「徹底検証! ペイオフの基礎知識」)をご覧いただけます。

また、解説サイトと同じ内容をまとめたリーフレットや小冊子もご紹介します。

(お申込み方法は、知るぽるとホームページをご参照ください)

<http://www.shirporuto.jp/about/siryobook/book101.html>

